

## 平成30年度 第5回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

平成30年9月21日（金） 13時00分から15時10分まで

### 2 場 所

ホテルプラザ菜の花 4階 楨

### 3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、中井委員、齋藤(尚)委員、  
工藤委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、阿部委員（9名）

事務局：環境生活部 生駒次長、櫻岡環境研究センター次長

環境政策課 熱田副課長、茶谷主査、高橋主査、

出口副主査、加藤副主査

傍聴人：7名

### 4 議題

- (1) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書について（諮問、審議）
- (2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

### 5 結果概要

- (1) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書について（諮問、審議）  
事務局より資料1について、事業者より資料2について、それぞれ説明され、審議が行われた。
- (2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）  
事務局より資料3、資料4、資料5及び資料6について、説明し審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路 (市川市～船橋市) に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 一般国道 4 6 4 号北千葉道路 (市川市～船橋市) 環境影響評価方法書について
- 資料 3 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 4 : 成田空港の更なる機能強化 環境影響評価準備書 前回委員会に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 5 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書 (平成 3 0 年 5 月 1 8 日諮問) 論点整理
- 資料 6 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する意見 (答申案)
- 参考資料 : 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書への関係市町長からの意見と事務局対応案

**【別紙：審議等の詳細】**

(1) 一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書について（諮問、審議）

○事務局より資料1について説明。

**【審議】**

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。

**【審議】**

(委員)

騒音における調査手法について、地表面の状況を調査とあるが、具体的にはどのようなものか。

(事業者)

騒音に係る当該調査は、目視にて地表面の状況を把握するものである。結果については、騒音予測におけるパラメーターに反映する。

(委員)

振動については、地表面の調査に関する記載がないが、行わないのか。

(事業者)

振動についても、地盤の状況という表現となっているが、地表面の調査を行う。

(委員)

資料2の10ページ、大気環境について、NO<sub>2</sub>及びPM2.5が一部の測定局で環境基準を上回っているとのことだが、その地点と道路との位置関係はどうか。位置関係を示していただくと、環境影響評価を集中的に実施する箇所などが絞られると思うが。

(事業者)

方法書 4 - 7 ページに、一般局及び自排局の位置を記載している。また、4 - 9 ページ以降に各測定局の調査結果を記載している。

(委員)

資料 2 の 1 5 ページ、PM<sub>2.5</sub> の予測に係る見解について、関係する技術動向の把握に努めるとあるが、これは予測手法の動向の把握と理解してよいか。

(事業者)

現在は予測や評価を行う手法が無いため、今後予測手法等が出てくるのか、その把握に努めるという内容である。

(委員)

資料 2 の 1 9 ページ、大気質の予測について、ブルーム式及びパフ式を用いるとある。(仮称)北千葉ジャンクション付近は、道路構造が地下構造との説明だったが、ブルーム式及びパフ式を用いるのは建設期間中という理解でよいか。

(事業者)

構造については、資料 2 の 8 ページに記載している。

専用部については、外環道が半地下構造となっているので、そこから接続する部分は半地下構造もしくは地下構造になる。その先の構造については基本的には高架構造を検討しているが、北総線と交差する箇所は地下構造もしくは高架構造で検討している。また、一般部については、鉄道や河川を横断する箇所などを除き、地表面を通行することとなる。ジャンクションやトンネル坑口などの特殊な部分については、適切な手法で予測、評価を行う。

(委員)

構造についてはまだ検討中であるとのことだが、高架構造における防音壁についてはどのように考えているか。

(事業者)

騒音については、準備書にて予測・評価の結果をお示しし、必要に応じて専用部、一般部とも防音壁の設置を検討するものと考えている。

(委員)

方法書 8-35 ページ、生態系の調査の手法について、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の生態や生息を調査するとあるが、これはどのようなものか。また、注目種と群集という言葉の使い分けはどうか。

(事業者)

注目種は特定の注目する種のことであり、群集とは種単体ではなく、群落や集団営巣地のようなものであり、それぞれの生態等を調査する。

(委員)

生態系には、生物的要因と非生物的要因があり、それ全体を生態系と言っている。群集とは、その中の生物の集団という捉え方であると思う。

(委員)

注目種については、群集を特徴づけた上でピックアップするのか。

(事業者)

注目種は注目種として評価し、群集については、ひとまとまりでその群集が重要であれば、それ単体でも評価することとなる。

(委員)

ここで言う群集は、ある特定の種が複数いることを指すのか。また、いろいろな種が混ざり合い共存している固まりを指すのか。

(事業者)

どちらの場合もある。

(委員)

用語については、誤解の無いよう使い分けていただきたい。

(委員)

大気質については、風速等の実測データに基づき、方法書で示された調査範囲ごとの濃度を予測すると思う。予測に当たり、バックグラウンド濃度の設定は、どのように考えているのか。自排局も一般局も本道路から遠いようである。

(事業者)

現地調査を本道路周辺において実施し、実測値と自排局・一般局との値を見ながらバックグラウンド濃度を設定することになる。また、風向風速についても自排局・一般局との相関を確認する予定である。

(委員)

現段階では、事業計画の詳細が決まっていないことから、調査地点等不明な箇所が多い。調査地点選定等に係る考え方については、細かく示していただく必要があると思う。

(事業者)

調査地点選定等の考え方については、次回委員会にて示させていただきたい。なお、調査地点選定等については、専門家の意見も踏まえて実施することを補足させていただきたい。

(委員)

大気質について、年平均値を予測するとしているが、この考え方でよいのか確認したい。

(事業者)

年平均値を計算し、その値を年間98%値等に変換する。評価に当たっては、変換した値と環境基準値とを比較する。

(委員)

方法書8-31、33、35ページ、動植物・生態系に係る地域特性の欄については、今後の調査等で必要となる動植物の特性を把握する部分の記載になっていると思う。よって、地域特性の記載に当たっては、例えば、古くから人が住み土地が改変され、原生的な自然は残っていないが、オリジナルな生物相

が残存しているところであったり、または、近くには手賀沼があり、水域が接続しその影響がある、といった、もう少し広い目線での生物相の特性を記載されたい。

(委員)

動植物に係る地域特性については、広く捉えるべきではないかというご意見であると思う。

(事業者)

ご指摘については、次回委員会で回答させていただきたい。

(委員)

資料2の10ページ、水環境について、地下水は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等で環境基準非達成とある。方法書4-47ページ以降を確認すると、「概況調査」、「継続監視調査」、「要監視項目調査」とあるが、これらはどのような調査か。

(事務局)

これらの調査は県の水質の担当課で行ったものである。「概況調査」とは、県内をメッシュ化して計画的に調査を行うものである。「継続監視調査」とは、概況調査で汚染が確認されたものを監視する調査のことである。「要監視項目調査」とは、環境省が設けているもので、環境基準は決められていないが、知見の集積を目的に行う調査である。

(委員)

環境基準値以下ではあるが、一部でヒ素が出ている。

(事務局)

本県では、特に川沿いなどで多くヒ素が出る。

(委員)

景観について、高架構造が多くなると景観への影響が大きくなる。

主要な景観資源については、今後、影響の低減等の方策を示していただけるものと思う。本道路は、高架構造で市街地を通ることから、そこで生活する人にとっては、日常的に高架構造物を目にすることとなるので、その影響は非常に大きいと思う。選定している主要な眺望点は、道路から離れた限られた場所なので、多くの人が集まる駅や公園、人と自然との触れ合いの活動の場などを入れていただくと良いと思う。生活者の視点を加味した調査をしていただきたい。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場において、図上解析を行うとあるが、これはどのようなものか。

(事業者)

図上解析とは、人と自然との触れ合いの活動の場について、変更があるか、また、道路からどれくらいの距離があるかなど、図上で重なり具合を解析するものである。

(委員)

活動の場が残されていても、例えば地域の分断により、人がその場所へ到達することが困難になる場合もあると思うので、本事業によりどのような影響を受けるのか、図上解析では人の動線を入れるなどしていただきたい。

(事業者)

ご意見を踏まえ、適切に調査等実施していく。

(2) 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書について（答申案  
審議）

○事務局より資料3及び資料4について説明。

**【審議】**

意見等、特になし。

○事務局より資料5及び資料6について説明。

**【審議】**

(委員)

成田市から意見のあった一般廃棄物最終処分場である成田クリーンパークに  
ついて、現段階ではどのような状況なのか確認したい。

(事務局)

準備書への記載は無いが、成田市の一般廃棄物最終処分場が、B滑走路の一  
部にかかる状況である。県としては、廃棄物処理法に基づき適正に手続きを行  
っていくことで、前回委員会でご回答したところである。

なお、事業者においては専門家の会議を立ち上げたところであり、会議には  
県、成田市もオブザーバーとして参加している。今後の方法については、年度  
末を目途に検討しているところである。

(委員)

事務局としては、アセスの手続きにおいては意見とせず、専門家の会議で検  
討してもらうということか。

(事務局)

そのとおりである。県としては、別途、専門家の会議で適切に検討されるも  
のと考えている。

(委員)

最終処分場の一部が無くなるということは、別の事業になるかもしれないが、  
同時期にこの地域で新たに処分場を作る必要があるのか。

(事務局)

処分場については、既に埋立てが終わり、現在は廃棄物の搬入は行っていない。現在は処分場跡地をどうするか検討している状況である。

(委員)

処分場について、埋立ては終わっているが廃止には至っていない状況で、現在は管理が必要な状況である。

(委員)

処分場については、適切に処理されるということで、特にご意見等無ければ、答申には含めないものとする。

(委員)

資料6の2ページ(3)については、土砂だけの記述である。ただし、滑走路整備に当たっては、土砂以外のアスファルトやコンクリート等の建設資材が入ってくるので、この点についてはどうか。

(事務局)

建設資材についての指摘は難しいと考えている。

(委員)

資料6の1(4)、事後調査等の結果等を広く周知するとしたことについては、環境影響評価の制度上も非常に重要なことと考えている。事業者においては、これだけの自然を改変することから、環境保全措置として代償措置を行い、事後調査等を実施するとしている。これらの結果等の周知に当たっては、具体的にどのような方法で行うのか、事務局においては事業者と情報の共有をお願いしたい。

(委員)

資料6の6(10)、植物である「アカシデ」「イイギリ」について、これらは普通にあると思うが、この場所で特殊なものなのか。県のレッドリストではどのように扱われているのか。ランクはどれほどなのか。

(事務局)

後ほど、確認させていただく。

(委員)

事務局においては、内容を確認の上、必要に応じて答申案の修正をお願いする。

(委員)

資料6の7、景観について、周辺の緑との調和に努めるとあるが、緑化における草本等の選定に当たっては、周りの生態系に与える影響についても検討していただきたい。

(事務局)

緑化の実施に当たっては、周辺にあるような種類の草本を選定するのご意見と理解してよいか。

(委員)

緑化に当たっては、周りに生息していないような国内外来種等を選定しないよう、また人工的な生態系ができないようお願いしたい。

(委員)

以上、事務局においては、答申案について、各委員からいただいたご意見を踏まえ修正していただきたい。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえ、答申案を修正させていただく。

(委員)

以上で、本日の審議については終了とする。

以上